

特定建築物等定期報告 作成マニュアル

防 火

定期検査報告書の記入例

整理番号							
3	3	1	C	0	9	9	2

(必ず記入して下さい)

第三十六号の八様式（第六条関係）（A4）

定期検査報告書

防火設備

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 **福岡市長** 様

3 平成 28 年 10 月 20 日
〇〇会 〇〇病院

報告者氏名 **理事長 花旗 一郎** (印)

4 検査者氏名 **山田 次郎** (印)

【 1 . 所有者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ**
- 【 ロ . 氏 名 】 **〇〇会 〇〇病院 理事長 花旗 一郎**
- 【 ハ . 郵便番号 】 **811-3343**
- 【 ニ . 住 所 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ホ . 電話番号 】 **092-643-9999**

【 2 . 管理者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ**
- 【 ロ . 氏 名 】 **〇〇会 〇〇病院 理事長 花旗 一郎**
- 【 ハ . 郵便番号 】 **811-3343**
- 【 ニ . 住 所 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ホ . 電話番号 】 **092-643-9999**

【 3 . 報告対象建築物 】

- 【 イ . 所在地 】 **福岡市東区△△△△3丁目1番5号**
- 【 ロ . 名称のフリガナ 】 **〇〇カイ 〇〇ビョウイン**
- 【 ハ . 名 称 】 **〇〇会 〇〇病院**
- 【 ニ . 用 途 】 **病院**

6 検査結果表の中から該当する
内容をご記入ください。

【 4 . 検査による指摘の概要 】

- 【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ . 指摘の概要 】 **防火シャッターの危害防止装置作動不良、ドレンチャー排水設備不良**
- 【 ハ . 改善予定の有無 】 有 (平成 28 年 12 月に改善予定) 無
- 【 ニ . その他特記事項 】

7

※ 受付欄	<input type="checkbox"/>	※ 特記欄	※ 整理番号欄
平成	年	月	日
第	号		
係員印			

1	整理番号	管理者(所有者)宛に送付した通知文書に記載している番号を必ず記入してください。(防火設備の報告は末尾が2となります。)
2	特定行政庁	建築物の所在地ごとに 北九州市内:北九州市長、福岡市内:福岡市長、久留米市内:久留米市長 大牟田市内:大牟田市長、それ以外:福岡県知事 となります。
3	提出日	報告書をセンターに提出する日付を記入してください。 なお、訂正、添付書類不足等で受付できないこともありますので、 窓口で記入 してください。
4	報告者氏名	法人の場合は会社名、代表者の役職名、氏名を記入・捺印してください。 所有者、管理者が違うときは 管理者 を記入してください。
	検査者氏名	検査者が2名以上のときは、 代表となる検査者 を記入・捺印してください。
5	所有者 管理者	所有者、管理者が法人のときはそれぞれ法人の名称、代表者の役職、氏名、住所、電話番号を記入してください。 ※ 報告受理書や次回の通知文書は管理者宛 に送付されます。 郵便物の届く住所を記入してください。(部屋番号も記入してください。) 管理者(所有者)が変更となった時は、 変更届 のご提出をお願いします。 (変更届は、住宅センターホームページからダウンロードできます。)
6	報告対象建築物	所在地は、 住居表示 をお願いします。 建築名称は、 現在の名称 を記入してください。
7	検査による指摘の概要	【イ.指摘の内容】 第二面の【検査の状況】のまとめを記入してください。 ・ 全て指摘なしの場合 → <input type="checkbox"/> 指摘なし にチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合 → <input type="checkbox"/> 要是正 にチェック ※但し、要是正項目が 全て既存不適格の場合 は <input type="checkbox"/> 既存不適格にもチェック を入れ、一部が既存不適格である場合は <input type="checkbox"/> 要是正のみにチェック 【ロ.指摘の概要】・・・ 要是正または既存不適格と判定された項目について 全て記入 してください。 【ハ.改善予定の有の場合】・・・改善予定の内、 最も早い日付 を記入してください。 【ニ.その他の特記事項】・・・指摘された事項以外で特に報告すべき事項があれば記入してください。

- 「要是正」とは・・・平成28年国土交通省告示第723号別表(に)の判定基準を参考にしてください。
- 「既存不適格」とは・・・建築物が建築された時点での法令に適合していたが、その後定められた法令に合わない場合を「既存不適格」といいます。この場合、法の不遡及の原則により、その法令は適用されません。

防火設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階 数 】 地上 5 階 地下 階
【 ロ . 建築面積 】 4,500.49 m²
【 ハ . 延べ面積 】 13,387.92 m²

8

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 平成 13 年 5 月 30 日 第 400 号
【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【 ハ . 検査済証交付年月日 】 平成 14 年 4 月 30 日 第 130 号
【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()

9

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 平成 28 年 10 月 10 日 実施
【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成 年 月 日 報告) 未実施
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

10

【 4 . 防火設備の検査者 】

(代表となる検査者)

【 イ . 資 格 】 (1 級) 建築士 (建設大臣) 登録第 333333 号
防火設備検査員 第 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 ヤマダ ジロウ

【 ハ . 氏 名 】 山田 次郎

【 ニ . 勤 務 先 】 山田一級建築士事務所

(1 級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号 】 812-0034

【 ヘ . 所 在 地 】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号 】 092-999-9999

11

(その他の検査者)

【 イ . 資 格 】 () 建築士 () 登録第 号
防火設備検査員 第 B00000123 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 フクオカ ジロウ

【 ハ . 氏 名 】 福岡 二郎

【 ニ . 勤 務 先 】 山田一級建築士事務所

(1 級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号

【 ホ . 郵便番号 】 812-0034

【 ヘ . 所 在 地 】 福岡市博多区下呉服町50-20

【 ト . 電話番号 】 092-999-9999

【 5 . 防火設備の概要 】

【 イ . 避難安全検証法等の適用 】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()

【 ロ . 防火設備 】 防火扉 (1 枚)
 防火シャッター (2 枚)
 耐火クロススクリーン (1 枚)
 ドレンチャー (1 台)
 その他 (台)

12

検査結果表の中から該当する
内容をご記入ください。

【 6 . 防火設備の検査の状況 】

【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】 防火シャッターの危害防止装置作動不良、ドレンチャー排水設備不良

【 ハ . 改善予定の有無 】 有 (平成 28 年 12 月に改善予定) 無

13

【 7 . 防火設備の不具合の発生状況 】

【 イ . 不 具 合 】 有 無

【 ロ . 不具合記録 】 有 無

【 ハ . 改善の状況 】 実施済 改善予定 (平成 年 月に改善予定) 予定なし

14

【 8 . 備考 】

15

8	建築物の概要	イ、ロ、ハは直前の確認(完了)検査の申請書類等に記載されているものを記入してください。
9	確認済証交付年月日	【イ.確認済証交付年月日】及び【ハ.検査済証発行年月日】は検査対象の建築設備等に関する直前の確認済証交付年月日及び検査確認済証交付年月日を記入してください。
10	検査日等	【イ.今回の検査】…検査の 最終日 を記入してください。 【ロ.前回の検査】… 1年前 の検査が実施されていれば、 □実施 にチェックを入れ、併せて報告年月日を記入。前回未実施の時は□未実施にチェックを入れてください。(※ 今回が初めて(初回) の場合も、 □未実施 となります。) 【ハ.前回の検査に関する書類の写し】…前回(1年前)の定期検査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
11	防火設備の検査者	複数で検査を実施した場合、 全ての検査資格を有する検査者 を記入してください。 建築士 の資格により検査した場合は、 事務所登録番号 を必ず記入してください。検査者の勤務先・住所・電話番号も忘れずに記入してください。
12	防火設備の概要	【イ.避難安全検証法等の適用】 ・ 階避難安全検証…建築基準法施行令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物はチェックを入れ、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。 ・ 全階避難安全検証法…同令129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物の時は、チェックを入れます。 【ロ.防火設備】 ・ 防火扉…通常時は全開状態で、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖する扉 ・ 防火シャッター…通常は解放され、火災時に感知器や温度ヒューズ等により自動的に閉鎖するシャッター ・ 耐火クロススクリーン…火災時に感知器と連動し、スクリーンが天井裏から降下し火災の拡大を防止するもの ・ ドレンチャー…屋根・外壁・軒先・窓上などに配管し、圧力水により建物の周りに水幕を張り延焼拡大を防止する設備 ・ 【ロ.防火設備】には、 常時閉鎖式の防火設備や外壁の開口部に設けられる防火設備、管理用のシャッターは含まれません。
13	防火設備の検査の状況	検査結果表(別記第一号～第四号)の検査の結果を記入してください。 【イ.指摘の内容】 「検査結果表」の結果判定が ・ 全て指摘なしの場合 → □指摘なし にチェック ・ 一つでも要是正判定があった場合 → □要是正 にチェック ※但し、要是正項目が 全て既存不適格の場合は□既存不適格にもチェック を入れ、一部が既存不適格である場合は □要是正のみにチェック 【ロ.指摘の概要】…要是正または既存不適格と判定された項目について 全て記入 してください。 【ハ.改善予定の有の場合】…改善予定の内、 最も早い日付 を記入してください。
14	防火設備の不具合の発生状況	不具合等とは、 前回検査時以降 に把握した各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものなどです。 不具合等があった場合は、【イ：不具合】の□有にチェックし、【ロ】及び【ハ】についてもチェックを入れてください。また、第三面(防火設備に係る不具合等の状況)にも不具合の概要を記入してください。□無にチェックをしたときはロ及びハはチェックしません。
15	備考	各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項があれば記入してください。

第二面の不具合の発生状況について、有にチェックした場合、具体的な内容を記入してください。

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

**防火設備に係る
不具合等の状
況**

- 前回検査報告した後に把握した、各設備の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するものについて記入してください。
- 「考えられる原因」は不具合が生じた原因を記入してくださいが、原因が不明な時は「不明」と記入してください。
- 「改善措置の概要等」既に改善を実施している場合または改善の予定がある場合、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合は、その理由を記入してください。
- 「不具合」と「要是正」は、意味が異なります。（※不具合は、前回の定期検査の指摘事項は含まれません。）
- 前回の検査時以降に不具合等を把握していない場合は、**第三面は省略**できます。

検査結果表の記入例

別記第一号（A4）

検査結果表 （防火扉）

当該検査に関与した調査者	代表となる検査者	氏名 山田 次郎	17	調査者番号
	その他の検査者			

番号	検査項目	検査項目 18	検査結果		担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正 既 存 不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○	
(2)		扉の取付けの状況		○	
(3)		扉、枠及び金物	扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○	
(4)		危害防止装置	作動の状況	○	
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置		
(6)			感知の状況		
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○	
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(9)			結線接続の状況		
(10)			接地の状況		
(11)			予備電源への切り替えの状況		
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(13)			容量の状況		
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(15)	再ロックの防止機構の作動の状況				
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	○	
(17)			防火区画の形成の状況	○	

上記以外の検査項目					

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予 定）年月
19				

別表第1

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火扉の閉鎖に支障があること。
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		危害防止装置	作動の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。
(5)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号ニ(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(6)			感知の状況	(16)の項又は(17)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(8)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(9)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(10)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(11)		運動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)	劣化及び損傷の状況		目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。	
(13)	容量の状況		予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	閉鎖した防火扉を、運動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。	防火扉が自動的に再閉鎖しないこと。	
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉((17)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(17)		防火区画(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火扉が正常に閉鎖しないこと、運動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

検査結果表
(防火シャッター)

当該調査に関与した検査者	氏名	山田 次郎	17	検査者番号
	代表となる検査者			
	その他の調査者			

番号	検査項目	検査項目	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付けの状況※	○		
(3)			スプロケットの設置の状況※	○		
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	○		
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	○		
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○	
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	○		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○		
(14)			作動の状況		○	
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		
(16)			感知の状況	○		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○		
(19)			結線接続の状況	○		
(20)			接地の状況	○		
(21)			予備電源への切り替えの状況	○		
(22)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	
(23)			容量の状況	○		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		
(26)		総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	○		
(27)	防火区画の形成の状況		○			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
(11)	防止装置用予備電源	予備電源の劣化	バッテリー交換	H28/12
(14)	防止装置作動の状況	予備電源不良のため作動せず	同上	同上

※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入して下さい。

別表第2

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の設置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより防火シャッターの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置 ((2)の項から(4)の項までの点検については、日常的に開閉するものに限る。)	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況	目視、聴診又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)			スプロケットの設置の状況	目視により確認する。	巻取りシャフトと開閉機のスプロケットに心ずれがあること。
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	変形、損傷、著しい腐食、異常音又は異常な振動があること。
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(6)			カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	防火シャッターを閉鎖し、目視により確認する。
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は運煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(10)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を動作させ、防火シャッターの降下が停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は防火シャッターの降下が停止しないこと。
(14)			作動の状況	防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は防火シャッターが再降下しないこと。
(15)	運動機構		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。
(16)		感知の状況	(26)の項又は(27)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	適正な時間内に感知しないこと。	
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況	目視により確認する。	温度ヒューズの代わりに針金等で固定されていること、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は油脂、埃、塗料等の付着があること。
(18)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(19)		運動機構	運動制御器	結線接続の状況	目視又は触診により確認する。
(20)	接地の状況			回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(21)	予備電源への切り替えの状況			常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(22)	運動機構用予備電源		劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(23)			容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(24)	自動閉鎖装置		設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を動作させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター((27)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(27)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を動作させ、複数の防火シャッターの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	防火シャッターが正常に閉鎖しないこと、運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該調査に関与した検査者	氏名	山田 次郎	17	調査者番号	1
	代表となる検査者	福岡 二郎		2	
	その他の検査者				

番号	検査項目	検査項目	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○			1・2
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況	○			1・2
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	○			1・2
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○			1・2
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○			1・2
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○			1・2
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中機器の配線の状況		○	○	1・2
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		○	○	1・2
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		○	○	1・2
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		○	○	1・2
(11)			作動の状況		○	○	1・2
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			1
(13)			感知の状況	○			1
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			1
(15)			結線接続の状況	○			1
(16)			接地の状況	○			1
(17)			予備電源への切り替えの状況	○			1
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1
(19)			容量の状況	○			1
(20)			自動閉鎖装置	設置の状況	○		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○			1
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○			1	
(23)		防火区画の形成の状況	○			1	

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
(7)~(11)	危害防止装置	未設置	既存不適格	—

別表第3

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより耐火クロススクリーンの閉鎖に支障があること。
(2)		駆動装置	ローチェーンの劣化及び損傷の状況	目視、聴診又は触診により確認する。	腐食があること、異常音があること若しくは歯飛びしていること、又はたるみ若しくは固着があること。
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロススクリーンを閉鎖し、目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	目視又は触診により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は固定ボルトの締め付けが堅固でないこと。
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	ケースに外れがあること。
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	まぐさ若しくはガイドレールの本体に変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は遮煙材に著しい損傷若しくは脱落があること。
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	目視により確認する。	劣化、損傷又は脱落があること。
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	目視により確認するとともに、座板感知部を作動させ、耐火クロススクリーンの降下を停止することを確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は耐火クロススクリーンの降下が停止しないこと。
(11)	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	イ 巻取り式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。	運動エネルギーが10Jを超えること、座板感知部が作動してからの停止距離が5cmを超えること又は耐火クロススクリーンが再降下しないこと。		
		ロ バランス式 耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、カーテン部の質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	運動エネルギーが10Jを超えること又は閉鎖力が150Nを超えること。		
(12)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第二号二(2)(i)及び(ii)に掲げる場所に設けていないこと。
(13)		感知の状況	(22)の項又は(23)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	
(14)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(15)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(16)	接地の状況		回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。	
(17)	予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。		
(18)	運動機構	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(19)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(21)	手動閉鎖装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。	
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと又は運動制御器の表示灯が点灯しないこと若しくは音響装置が鳴動しないこと。	
(23)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の耐火クロススクリーンの作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	耐火クロススクリーンが正常に閉鎖しないこと、運動制御器の表示灯が正常に点灯しないこと又は音響装置が鳴動しないこと及び防火区画が適切に形成されないこと。	

検査結果表
(ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備)

当該調査に関与した検査者	氏名	山田 次郎	17	検査者番号
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目	検査項目	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	○		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	○		
(4)		排水設備	排水の状況		○	
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○		
(6)			給水装置の状況	○		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○		
(8)			結線接続の状況	○		
(9)			接地の状況	○		
(10)			ポンプ及び電動機の状況	○		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	○		
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○			
(16)		感知の状況	○			
(17)	制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○			
(18)		結線接続の状況	○			
(19)		接地の状況	○			
(20)		予備電源への切り替えの状況	○			
(21)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			
(22)		容量の状況	○			
(23)	自動作動装置	設置の状況	○			
(24)	手動作動装置	設置の状況	○			
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	○			
(26)		防火区画の形成の状況	○			

上記以外の検査項目						

特記事項						
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月		
(4)	排水設備	排水管の腐食による排水不良	腐食箇所の取り換え	H28/12		

別表第4

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることによりドレンチャー等の作動に支障があること。
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	目視により確認する。	水霧を正常に形成できない位置に設置されていること又は塗装若しくは異物の付着等があること。
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(4)		排水設備	排水の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、放水し、排水の状況を目視により確認する。 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水せず、排水口のつまり等を目視により確認する。	排水が正常に行われないこと。
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	目視により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること、水質に著しい腐敗、浮遊物、沈殿物等があること又は規定の水量が確保されていないこと。
(6)			給水装置の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	目視又は作動の状況により確認する。	スイッチ類に破損があること、表示灯が点灯しないこと又はスイッチ類が機能しないこと。
(8)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(9)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(10)			ポンプ及び電動機の状況	目視又は触診により確認する。	回転が円滑でないこと、潤滑油等が必要でないこと、装置若しくは配管への接続に緩みがあること又は基礎への取付けが堅固でないこと。
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況	目視又は作動の状況により確認する。	変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は正常に作動しないこと。
(15)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器(火災感知用ヘッド等の感知装置を含む。)	設置位置	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	煙感知器又は熱煙複合式感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)に掲げる場所に設けていないこと。熱感知器にあっては昭和48年建設省告示第2563号第1第2号ニ(2)(イ)及び(ロ)に掲げる場所に設けていないこと。
(16)		感知の状況	(25)の項又は(26)の項の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知の状況を確認する。ただし、前回の検査以降に同等の方法で実施した検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	適正な時間内に感知しないこと。	
(17)		制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	目視により確認する。	スイッチ類に破損があること又は表示灯が点灯しないこと。
(18)			結線接続の状況	目視又は触診により確認する。	断線、端子の緩み、脱落又は損傷等があること。
(19)			接地の状況	回路計、ドライバー等により確認する。	接地線が接地端子に緊結されていないこと。
(20)	予備電源への切り替えの状況		常用電源を遮断し、作動の状況を確認する。	自動的に予備電源に切り替わらないこと。	
(21)	運動機構	運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食があること。
(22)		容量の状況	予備電源試験スイッチ等を操作し、目視により確認する。	容量が不足していること。	
(23)		自動作動装置	設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は変形、損傷若しくは著しい腐食があること。
(24)		手動作動装置	設置の状況	目視により確認するとともに、必要に応じて鋼製巻尺等により測定する。	速やかに作動させることができる位置に設置されていないこと、周囲に障害物があり操作ができないこと、変形、損傷若しくは著しい腐食があること又は打ち破り窓のプレートが脱落していること。
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26)の項の点検が行われるものを除く。)の作動の状況を確認する。ただし、運動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。 イ 放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法 ロ 放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法	ドレンチャー等が正常に作動しないこと又は制御盤の表示灯が点灯しないこと。	
(26)		防火区画(令第112条第9項の規定による区画に限る。)の形成の状況	当該区画のうち一以上を対象として、(25)の項(は)欄イ又はロに掲げる方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。	ドレンチャー等が正常に作動しないこと、制御盤の表示灯が点灯しないこと又は防火区画が適切に形成されないこと。	

17	<p>当該検査に関与した検査者</p>	<p>検査者が1名で検査したときは、代表となる検査者欄に記入してください。検査者番号は記入不要です。検査者が2名以上のときは、その他の検査者に氏名を記入し、検査者番号が特定できる番号や記号（1、2など）を記入してください。以下の検査項目ごとに担当検査者番号を記入してください。</p>
18	<p>検査項目等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当しない検査項目があるときは、斜線を引くか当該項目の「番号」から「担当検査者番号」までを取消線で抹消してください。 ・ 「検査結果」欄は、「指摘なし」「要是正」「既存不適格」の各欄に○を入れてください。（※既存不適格に○を入れたときは、「要是正」欄にも必ず○を入れてください。）
19	<p>特記事項</p>	<p>検査の結果、要是正の指摘（既存不適格の場合も含む）があった場合には、必ず記入してください。指摘が無い場合でも特記すべき事項があれば、記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号：項目の番号を入れてください。 ・ 検査項目：該当する検査項目番号に応じた内容を記入してください（簡略も可） ・ 指摘の具体的内容等：指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入してください。 ・ 改善策の具体的内容等：改善策が明らかになっている場合は、その内容を記入してください。 ・ 改善（予定）年月：改善予定が明らかになっている場合は、当該予定年月を（ ）書きで記入し、予定がないときは「－」としてください。

関係写真の記入の仕方

既存不適格以外の指摘事項には、写真が必要です。

別添様式 関係写真 (A4)

検査結果表の中から該当する番号を記入してください。

検査結果表より代表となる「検査項目」等を記入してください。

部位	番号	検査項目等	検査結果
	○-○	△△△△	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>要是正等の判定で当該部位の外観の状況が確認できるように撮影した写真を貼付</p> </div>		特記事項	<input type="checkbox"/> 要是正にチェック
		その部位の状況を記入	

部位	番号	検査項目等	検査結果
	○-○○	××××	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>要是正等の判定で当該部位の外観の状況が確認できるように撮影した写真を貼付</p> </div>		特記事項	
		その部位の状況を記入	

(注意)

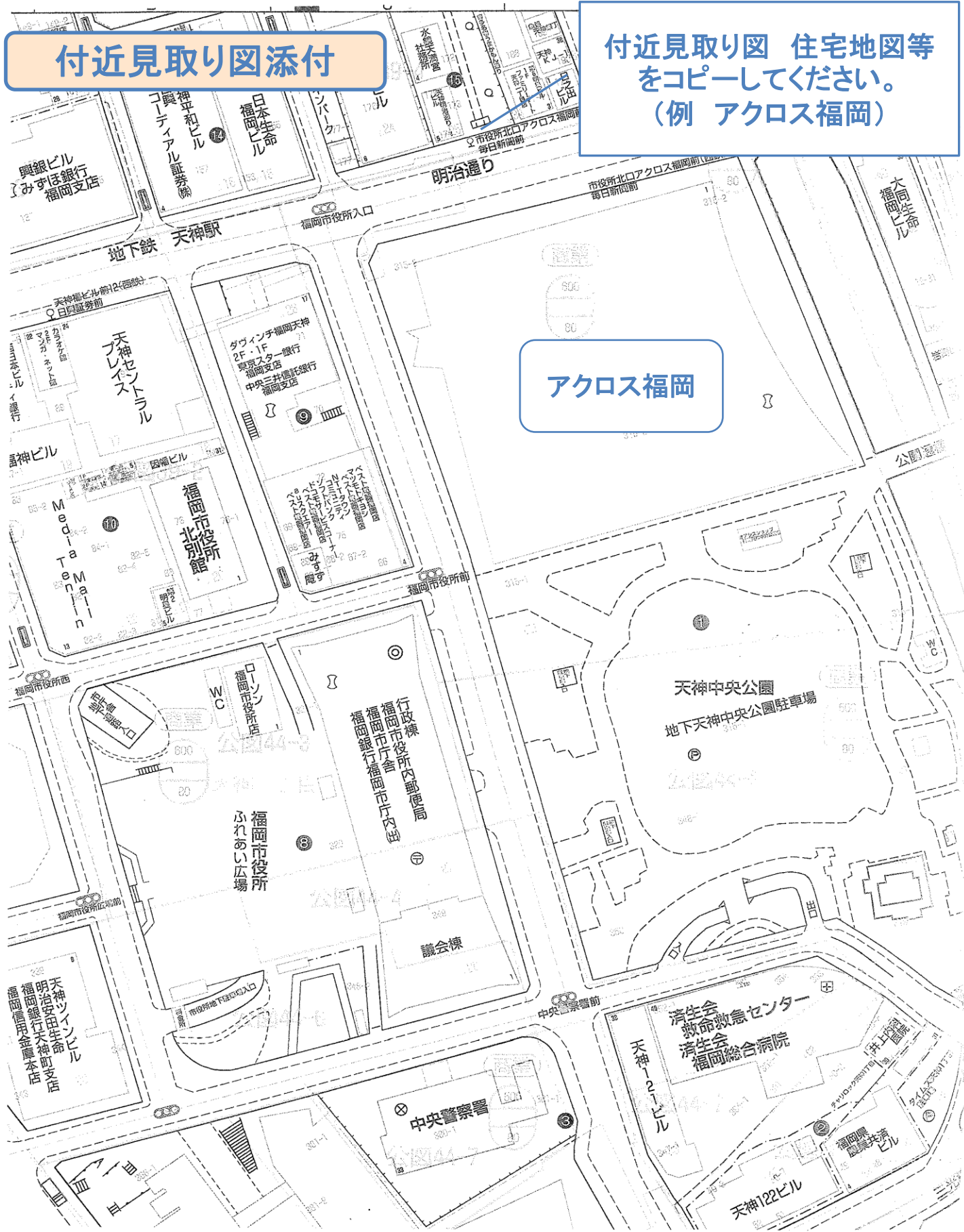
- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

関係図面の記入例

関係図面として、付近見取り図、各階平面図を添付してください。

付近見取り図添付

付近見取り図 住宅地図等をコピーしてください。
(例 アクロス福岡)



アクロス福岡

各階平面図添付

検査結果図(別添1様式)に各階平面図を記載し、下記の記載すべき事項をご記入の上、添付してください。

【記載すべき事項】

- ①検査の対象となる防火設備の設置されている箇所
- ②要是正の指摘があった箇所
- ③写真を撮影した位置等

※検査結果図は、A3サイズで印刷したものをA4サイズに折って添付ください。
※検査結果図を添付せず、各階平面図に記載すべき事項を記入したものを添付されても構いません。

検査結果図	
1階平面図	2階平面図
3階平面図	4階平面図

記載すべき事項をご記入ください。
(記入例)
防火シャッター(1)
防火シャッター下にロッカーあり

各図面に図面名称をご記入ください。
「〇階平面図」

注各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

概要書の記入例

定期検査報告概要書は、定期検査報告書の内容を転記してください。

整理番号									
3	3	1	C	0	9	9	9	2	

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
定期検査報告概要書
防火設備
（第一面）

【 1 . 所有者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ
【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 花旗 一郎
【 ハ . 郵便番号 】 811-3343
【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号

【 2 . 管理者 】

- 【 イ . 氏名のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン リジチョウ ハナハタ イチロウ
【 ロ . 氏 名 】 ○○会 ○○病院 理事長 花旗 一郎
【 ハ . 郵便番号 】 811-3343
【 ニ . 住 所 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号

電話番号等の個人情報
は、記載しないでください。
（※概要書は、閲覧に供
するため）

【 3 . 報告対象建築物 】

- 【 イ . 所在地 】 福岡市東区△△△△3丁目1番5号
【 ロ . 名称のフリガナ 】 ○○カイ ○○ピョウイン
【 ハ . 名 称 】 ○○会 ○○病院
【 ニ . 用 途 】 病院

【 4 . 検査による指摘の概要 】

- 【 イ . 指摘の内容 】 要是正の指摘あり （ 既存不適格 ） 指摘なし
【 ロ . 指摘の概要 】 防火シャッターの危害防止装置作動不良、ドレンチャー排水設備不良
【 ハ . 改善予定の有無 】 有 （平成 28 年 12 月に改善予定） 無
【 ニ . その他特記事項 】

【 5 . 不具合の発生状況 】

- 【 イ . 不 具 合 】 有 無
【 ロ . 不具合記録 】 有 無
【 ハ . 不具合の概要 】
【 ニ . 改善の状況 】 実施済 改善予定（平成 年 月に改善予定）
 予定なし（理由： ）

防火設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階 数 】 地上 5 階 地下 階
 【 ロ . 建築面積 】 4,500.49 m²
 【 ハ . 延べ面積 】 13,387.92 m²

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 平成 13 年 5 月 30 日 第 400 号
 【 ロ . 確認済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【 ハ . 検査済証交付年月日 】 平成 14 年 4 月 30 日 第 130 号
 【 ニ . 検査済証交付者 】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 平成 28 年 10 月 10 日実施
 【 ロ . 前回の検査 】 実施 (平成 年 月 日 報告) 未実施
 【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】 有 無

【 4 . 防火設備の検査者 】

(代表となる検査者)

【 イ . 資 格 】 (1 級) 建築士 (建設大臣) 登録第 333333 号
 防火設備検査員
 【 ロ . 氏名のフリガナ 】 ヤマダ ジロウ
 【 ハ . 氏 名 】 山田 次郎
 【 ニ . 勤 務 先 】 山田一級建築士事務所
 (1 級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号
 【 ホ . 郵便番号 】 812-0034
 【 ヘ . 所 在 地 】 福岡市博多区下呉服町50-20
 【 ト . 電話番号 】 092-999-9999
 (その他の検査者)
 【 イ . 資 格 】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 B00000123 号
 【 ロ . 氏名のフリガナ 】 フクオカ ジロウ
 【 ハ . 氏 名 】 福岡 二郎
 【 ニ . 勤 務 先 】 山田一級建築士事務所
 (1 級) 建築士事務所 (福岡県) 知事登録第 1-555555 号
 【 ホ . 郵便番号 】 812-0034
 【 ヘ . 所 在 地 】 福岡市博多区下呉服町50-20
 【 ト . 電話番号 】 092-999-9999

【 5 . 防火設備の概要 】

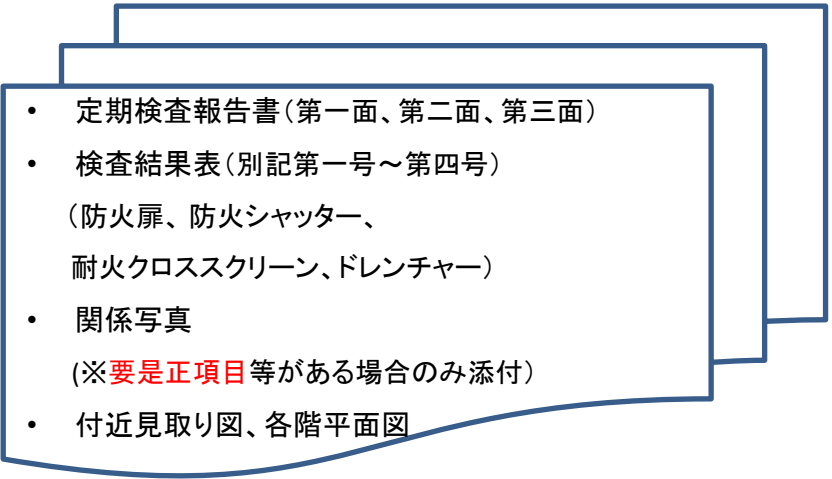
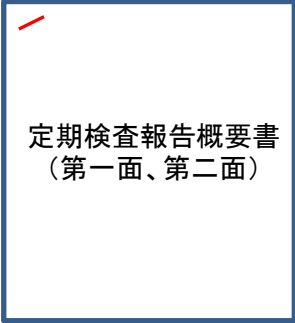
【 イ . 避難安全検証法等の適用 】 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()
 【 ロ . 防火設備 】 防火扉 (1 枚)
 防火シャッター (2 枚)
 耐火クロススクリーン (1 枚)
 ドレンチャー (1 台)
 その他 (台)

【 12 . 備考 】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

報告書の綴じ方

報告書	 <ul style="list-style-type: none">定期検査報告書(第一面、第二面、第三面)検査結果表(別記第一号～第四号) (防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーン、ドレンチャー)関係写真 (※要是正項目等がある場合のみ添付)付近見取り図、各階平面図 <p>※該当しない書類は省いてください。 ※左 2箇所 ホッチキス止め ※ 2部 お持ちください。 (1部は、控えとして受付スタンプを押印の上お返しします。)</p>
概要書	 <p>定期検査報告概要書 (第一面、第二面)</p> <p>※左上 1箇所 をホッチキス止め ※控えが不要の方は、1部の提出で構いません。</p>

平成28年6月1日から法改正に伴い、報告様式が変更されました。当センターホームページより、新たな報告様式をダウンロード下さい。

様式をダウンロードされる場合は、定期報告書と定期報告概要書がリンクした「**エクセル版**」の**ご使用**をお願いします。

※本様式は入力が簡略化されるよう工夫されています。訂正、差し替えの防止に、ぜひご活用ください。

報告書は次回検査時までには必ず保管しておいてください。

